

受付	※処理事項	審査	承認	受領日	受領者
			リットル		
年月日	免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地	和歌山市小松原通1-1			
●● 県税事務所長様	業種	船舶			
	免税軽油使用者証等の番号及び氏名(名称)	和歌山県 第	号	和歌山 太郎	
	この申請に回答する係及び氏名並びに電話番号	電話(〇〇〇) 〇〇〇 -			
免税証交付申請書					
機械、車両又は設備名(番号)	No. 船の名前	No.	No.		
	No.	No.	No.		
所要数量合計	必要な軽油の量 リットル	所要数量計算期間	令和4年 4月 5日 から 令和4年 10月 4日 まで		
希望する販売業者名及び所在地	免税証の種類	枚数	数量	※処理事項	
〇〇石油(株) 和歌山市△△1-1	20 リットル券	50 枚	1,000 リットル		
	リットル券	枚	リットル		
	リットル		1, 5, 10, 18, 20, 50, 100, 200, 500, 1000, 5000, 10000リットル券のうち必要なものを選んでください		
	リットル券	枚	リットル		
	リットル券	枚	リットル		
	計	枚	1,000 リットル	左のうち使った免税証の数量	
参考	前回交付を受けた免税証	前回交付を受けた免税証のうちの使用			
	計算期間	数量(ア)	期間	数量(イ)	(ア)-(イ)
	令和3年10月 5日 から 令和4年 4月 4日 まで	1,000 リットル	令和3年10月 5日 から 令和4年 4月 4日 まで	900 リットル	100 リットル
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行った場合	販売業者	数量		
	この日付と同じ ただし、有効期間満了日以前に 申請される時は申請日前日まで				リットル
					リットル

3か月以内（新規の場合または6か月当たりの所要見込数量が12,000リットル超の場合） または、
6か月以内（6か月当たりの所要見込数量が12,000リットル以下の場合） または、
1年以内（農業の場合で年間所要見込数量が24,000リットル以下の場合）
まで
となります。ただし、使用者証の有効期間の末日までが限度となります。

前回交付を受けた免税証の計算期間及び数量

一致

余った免税証の数量（返納書必要）

- 第16号の21様式記載要領
- この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする県税事務所に免税軽油使用者証を提出して一通提出すること。
 - 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
 - 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には、第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
 - 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書（第16号の22様式の「共同申請明細書」を提出する場合には各個人ごとの計算書）を必ず添付すること。